

## 第 264 回(11 月)

### PL 法対応—玩具における事前対策

株式会社タカラ PLP 推進室長 吉田久幸氏

子供向けの玩具には他にない特徴がある。即ち①子供は危ない遊び程面白い。遊びのクリエイターである。②遊びは誤使用の概念を越える。玩具に誤使用は無い。③子供に使用者責任を問う事は出来ない。

玩具による事故は、3 才未満が 70～80%を占める。誤飲、外傷が多い。3 才を越えると禁止用語の意味が分かり、危険を避ける行動が出来る。3 才というのが一つのキーワードになる。つまり、3 才児を対象にしたフルプルーフが完璧に出来れば、PL 対策は成功したと言える。

具体的には①誤飲対策として口に入らない大きさとする事。それが無理な場合は、気管支を閉鎖させないように空気穴を付けたり、胃にはいった場合も排泄可能な寸法と形状にする。②武器類は先端を丸くしたり、素材を軟質にして肌を傷つけないようにする。③空中を飛ぶものは発射エネルギーを 0.01J 以下として飛行距離を押さえた。④そのほか、口に入れても吐き出すように、小さなものには毒性の無いニガミをつけてすぐに口から出すようにした。

玩具の S (Safety Toy) 基準は、最下限の基準とみなして努力している。